

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）

改正案	現 行
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>5-30 開示府令第10条第1項第3号ハに規定する「書面」は、上場会社にあつてはおおむね様式5-1により、店頭登録会社にあつては様式5-1に準じて、これら以外の会社にあつてはおおむね様式5-2により作成するものとする。 (様式5-1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">会社名</p> <p style="text-align: center;">代表者の役職氏名</p> </div> <p>1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。</p> <p>2 当社の発行する株券は、〇〇取引所に上場されている。 (新規上場日 年 月 日) (注) 新規上場日が有価証券届出書の提出日の3年6月前の日以前の日である場合には、記載を要しない。</p> <p>3 (次のいずれかを記載する。)</p> <p>イ 当社の発行済株券は、算定基準日( 年 月 日)以前〇年間の金融商品市場における売買金額の合計を〇で除して得た額が100億円以上であり、かつ、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が100億円以上である。</p> <p>(1) 売買金額の合計を〇で除して得た額 円</p> <p>(2) 〇年平均(又は基準時)上場時価総額 円</p> <p>ロ 当社の発行済株券は、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が250億円以上である。</p> <p>(参考)</p> <p>( 年 月 日の上場時価総額)</p> <p>〇〇取引所における最終価格 円×株式総数 株= 円</p> <p>( 年 月 日の上場時価総額)</p> <p>〇〇取引所における最終価格 円×株式総数 株= 円</p> <p>( 年 月 日の上場時価総額)</p> </div>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>5-30 [同左] (様式5-1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; width: 20px; margin: 0 auto;">社 印</div> <p style="text-align: center;">会社名</p> <p style="text-align: center;">代表者の役職氏名</p> <p style="text-align: center;">〇</p> <p style="text-align: center;">印</p> </div> <p>1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。</p> <p>2 当社の発行する株券は、〇〇取引所に上場されている。 (新規上場日 年 月 日) (注) 新規上場日が有価証券届出書の提出日の3年6月前の日以前の日である場合には、記載を要しない。</p> <p>3 (次のいずれかを記載する。)</p> <p>イ 当社の発行済株券は、算定基準日( 年 月 日)以前〇年間の金融商品市場における売買金額の合計を〇で除して得た額が100億円以上であり、かつ、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が100億円以上である。</p> <p>(1) 売買金額の合計を〇で除して得た額 円</p> <p>(2) 〇年平均(又は基準時)上場時価総額 円</p> <p>ロ 当社の発行済株券は、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が250億円以上である。</p> <p>(参考)</p> <p>( 年 月 日の上場時価総額)</p> <p>〇〇取引所における最終価格 円×株式総数 株= 円</p> <p>( 年 月 日の上場時価総額)</p> <p>〇〇取引所における最終価格 円×株式総数 株= 円</p> <p>( 年 月 日の上場時価総額)</p> </div>

〇〇取引所にお ける最終価格	発行済 円×株式総数	株＝	円
ハ 当社は、本邦において有価証券届出書の提出日（ 年 月 日）以前 5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出す ることにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億 円以上である。			
(参考)			
( 年 月 日の募集)	券面総額又は振替社債の総額		円
( 年 月 日の売出し)	券面総額又は振替社債の総額		円
	合計額		円
ニ 法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（〇〇）を既に発行して いること。			

〇〇取引所にお ける最終価格	発行済 円×株式総数	株＝	円
ハ 当社は、本邦において有価証券届出書の提出日（ 年 月 日）以前 5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出す ることにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億 円以上である。			
(参考)			
( 年 月 日の募集)	券面総額又は振替社債の総額		円
( 年 月 日の売出し)	券面総額又は振替社債の総額		円
	合計額		円
ニ 法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（〇〇）を既に発行して いること。			

(様式5-2)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	
会社名	[ ]
代表者の役職氏名	
1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。	
2 (次のいずれかを記載する。)	
イ 当社は、本邦において有価証券届出書の提出日（ 年 月 日）以前 5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出す ることにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億 円以上である。	
(参考)	
( 年 月 日の募集)	券面総額又は振替社債の総額 円
( 年 月 日の売出し)	券面総額又は振替社債の総額 円
	合計額 円
ロ 当社の発行済株券は、指定外国金融商品取引所に上場しており、かつ、算定基準 日（ 年 月 日）における当該株券の基準時時価総額が1000億円以上であ る。 円	

(様式5-2)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	
会社名	[ ] 社 印 〇 印
代表者の役職氏名	
1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。	
2 (次のいずれかを記載する。)	
イ 当社は、本邦において有価証券届出書の提出日（ 年 月 日）以前 5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出す ることにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億 円以上である。	
(参考)	
( 年 月 日の募集)	券面総額又は振替社債の総額 円
( 年 月 日の売出し)	券面総額又は振替社債の総額 円
	合計額 円
ロ 当社の発行済株券は、指定外国金融商品取引所に上場しており、かつ、算定基準 日（ 年 月 日）における当該株券の基準時時価総額が1000億円以上であ る。 円	

(注) 開示府令第9条の4第5項第3号に規定する「基準時時価総額」は、算定基準日における主要な一の指定外国金融商品取引所の市場相場による株券の最終価格により算出した額とする。

(有価証券報告書提出免除の承認申請書)

24-7 令第4条第1項の承認申請書には、会社名、所在地、代表者の氏名及び理由（同条第2項各号のいずれに該当するかにつき具体的に記載する。）を記載しなければならない。なお、代表者の氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令第30条の13に規定する旧氏をいう。24の5-16②において同じ。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

24の5-16 開示府令第19条第4項第1号ハに規定する目論見書に係る同条第6項の規定による翻訳文については、要約されたものであっても、次の要件に該当する場合には、当該翻訳文の提出があったものとみなして取扱うことに留意する。

① [略]

② 翻訳文の余白等に、目論見書の記載事項に係る照会に対し責任をもって回答することができる者の氏名、連絡先（会社名・住所・電話番号）が記載されていること。なお、当該者の氏名については、旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。

(注) 開示府令第9条の4第5項第3号に規定する「基準時時価総額」は、算定基準日における主要な一の指定外国金融商品取引所の市場相場による株券の最終価格により算出した額とする。

(有価証券報告書提出免除の承認申請書)

24-7 令第4条第1項の承認申請書には、会社名、所在地、代表者の氏名及び理由（同条第2項各号のいずれに該当するかにつき具体的に記載する。）を記載しなければならない。

24の5-16 開示府令第19条第4項第1号ハに規定する目論見書に係る同条第6項の規定による翻訳文については、要約されたものであっても、次の要件に該当する場合には、当該翻訳文の提出があったものとみなして取扱うことに留意する。

① [同左]

② 翻訳文の余白等に、目論見書の記載事項に係る照会に対し責任をもって回答することができる者の氏名、連絡先（会社名・住所・電話番号）が記載されていること。